

令和6年度 危険物取扱者保安講習実施要領

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づき、消防法第10条に規定する危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物施設」という。）において、従事する危険物取扱者に危険物の取扱作業の保安に関する講習を島根県の委託事業として次のとおり実施します。

1 受講対象者

- ① 危険物の取扱作業に新たに従事することとなった者は、その日から1年以内。ただし、過去2年以内に免状の交付又は講習を受けている場合には、免状交付日又は受講日以後における最初の4月1日から3年以内。
- ② 前回の講習を受けた後、引き続いて危険物の取扱作業に従事している者は、前回受講日以後における最初の4月1日から3年以内。

※詳しくは裏面（保安講習受講サイクル）を参照

2 講習科目及び時間

対 象	〔A〕 給油取扱所以外の危険物施設において、従事する取扱者を対象とした講習	〔B〕 給油取扱所において、従事する取扱者を対象とした講習
内 容 等		
受 付	9：00 ～ 9：15	13：00 ～ 13：15
危険物関係法令に関する事項	9：15 ～ 10：15	13：15 ～ 14：15
危険物の火災予防に関する事項	10：15 ～ 12：15	14：15 ～ 16：15

3 講習実施日及び会場

月 日	開催地	対象	会 場	定員
7月4日(木)	隠岐の島町	A・B	隠岐島文化会館 集会室	75名
※隠岐会場は、午後（14：15～17：15）にA・B同時開催とします。				
7月30日(火)	松江市	A・B	島根県民会館 大会議室	各110名
8月28日(水)	安来市	A・B	安来市学習訓練センター 視聴覚室	各80名
9月9日(月)	浜田市	A・B	いわみーる 401研修室	各80名
9月10日(火)	益田市	A・B	ジャストホール 第2研修室	各50名
9月19日(木)	出雲市	A・B	出雲市民会館 301会議室	各90名
10月18日(金)	大田市	A・B	あすてらす 研修室1・2	各60名
11月7日(木)	雲南市	A・B	アスパル 小ホール	各60名
11月27日(水)	松江市	A・B	島根県民会館 大会議室	各110名

※お申込受付は6月1日より先着順とし、定員になり次第締め切らせていただきます。

(注)・日時及び講習会場は、受講票によって指定し本人宛に通知します。

・原則指定日に受講いただきますが、やむを得ず指定日に受講できない場合は、事前に本会に申し出て下さい。受講指定日を変更いたします。

4 受講申請

① 受講申請書の請求先

申請書は、島根県危険物保安協会連合会、各地区危険物保安協会（各消防本部・消防署内）、島根県防災部消防総務課にあります。

② 受講手数料等

5,300円分の島根県収入証紙（受講申請書の手数料欄に貼付すること）

※収入証紙は、山陰合同銀行、島根銀行の本・支店等で取扱っています。

63円分の郵便切手（受講票に貼付すること）

③ 申請書提出先

受講申請書に所要事項を記入の上、島根県危険物保安協会連合会に提出して下さい。郵送の場合は、封筒の表に「危険物取扱者保安講習受講申請書〇〇枚在中」とご記入下さい。

④ 申請期間

6月1日～各講習実施日の10日前（土・日・祝日の場合は翌営業日）

※お申込受付は先着順とし、定員になり次第締め切らせていただきます。

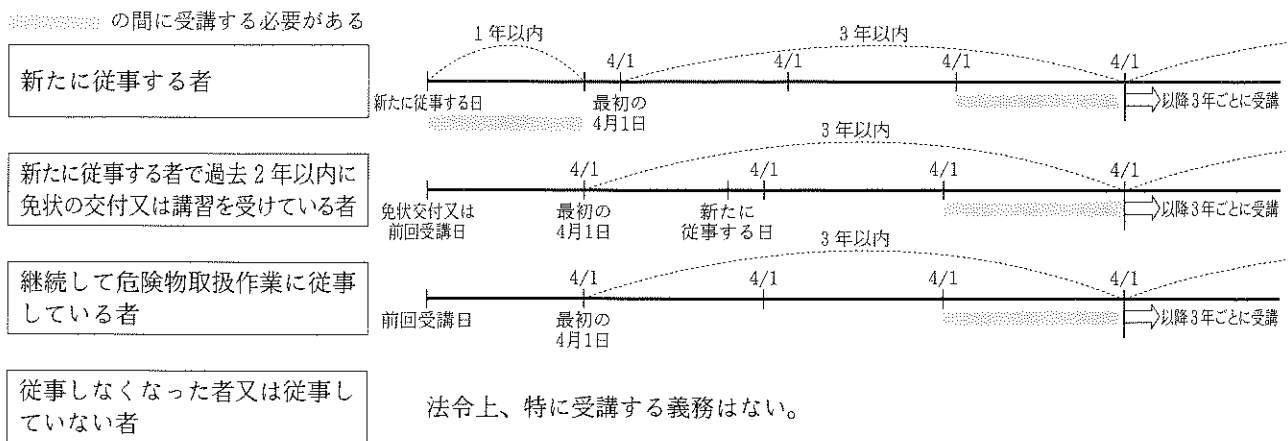
5 その他

◎講習修了の証明として、危険物取扱者免状に受講済の記載をしますので、講習当日、危険物取扱者免状と受講票（ハガキ）を必ず持参して下さい。

◎講習用テキストは、当日配布します。

◎理由の如何を問わず受講しない場合も、手数料はお返しできません。

保安講習受講サイクル（例）



（注）受講場所の指定は、特になく、どこの都道府県で行われている講習であっても受講可能である。

受講申請書提出先
及び問合せ先

島根県危険物保安協会連合会

〒690-0863 松江市比津町473-5
TEL. 0852-22-7202 [9時～16時30分]
E-mail: shimanekiren@happy.odn.ne.jp

令和6年度 危険物取扱者オンライン保安講習実施要領

1 オンライン講習の受講開始日及び受講申請書の受付期間等

受講開始日 令和6年7月1日より

受講期間 受講承認後1か月以内

受付期間 令和6年6月1日より令和6年10月31日

2 オンライン講習に関する注意事項

- ① オンライン講習の受講者マニュアルは（一財）全国危険物安全協会のホームページより視聴できます。
- ② パソコン及びモバイル端末で受講できますが、推奨環境の条件を満たしていないと受講できません。（閲覧できる場合もありますが受講の保証はいたしかねます。）以下に推奨環境をご案内しておりますのでご確認ください。
※動画の視聴が出来ない場合、受講できませんので対面講習により申請してください。
※オンライン講習事前確認ページより、動画の視聴が出来ることを確認の上、オンライン講習の申請を行ってください。

【推奨環境ご案内ページ】<http://www.netlearning.co.jp/about/index.html>

3 受講（申し込み）申請方法

① 申請書の記入方法

申請書は対面講習と同じ用紙を使用し、オンライン講習をマルで囲んでください。

② 受講手数料

1名につき5,300円分の島根県収入証紙

講習テキスト送付用のレターパックプラス（必要枚数は（4）ページにあります）

（オンライン講習の方は受講票表面の記入及び切手の貼付はいりません。）

4 申請書の提出

① 受講申請書

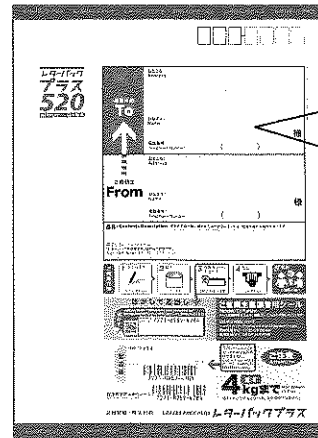
島根県収入証紙5,300円分貼付し、講習テキスト送付用のレターパックプラス（必要枚数は以下のとおり）を同封して郵送又は持参してください。

送付用レターパックプラスのお届け先欄には、テキスト送付先住所・電話番号を記入してください。（折り曲げ可）

【レターパックプラス必要枚数表】

申請者数	レターパック
1名～5名	1枚
6名～10名	2枚
11名～15名	3枚
16名～19名	4枚

20名以上は全危協より直送の為送料無料
レターパックプラスは郵便局窓口または、コンビニエンスストアで販売しています。
ただし、コンビニエンスストアは店舗によって取り扱いがない場合もあります。



講習テキスト送付用のレターパックプラスのお届け先欄に、お届け先住所・名前等を記入し、封筒に入れてください。
(折り曲げ可)

- ② 申請書類受付後に、講習システムの受講登録用URL・企業ID・パスワード・テキストをお送りいただいたレターパックプラスで返送します。

5 受講証明書について

講習を修了すると、受講証明書を発行することができますので、受講者ご本人でオンライン講習システムから発行してください。

- ① 発行した受講証明書が講習修了印の代わりとなります。
必ず免状と共に保持してください。
- ② 免状を書換える際には、受講証明書を提示する必要があります。
- ③ 免状裏面に講習修了印をご希望の場合は、下記により当協会に押印を受けてください。

持参 以下のものを当協会へ持参し記載を受けてください。

なお、事前に当協会に連絡をしてください。(受付は、平日の9:30～16:30)

- ・危険物取扱者免状
- ・危険物取扱者保安講習受講証明書

郵送 以下のものを簡易書留で当協会へ郵送してください。

- ・危険物取扱者免状
- ・危険物取扱者保安講習受講証明書
- ・返信用封筒（434円切手貼付、返信先住所・氏名を記載）

講習修了印ご希望の場合の連絡・郵送先

島根県危険物保安協会連合会

〒690-0863 松江市比津町473-5
TEL.0852-22-7202 [9時～16時30分]
E-mail: shimanekiren@happy.odn.ne.jp